

子育て支援に関する行政評価・監視
—子どもの預かり施設を中心として—

結果報告書

平成 28 年 12 月

総務省行政評価局

前書き

近年、共働き世帯の増加や3世代世帯の減少、地域のつながりの希薄化、女性の社会進出など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は大きく変化している。

また、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産・子育てを機に退職する女性が少なからず存在しているなど、女性の就労継続も依然として厳しい状況にある。

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）や「少子化社会対策大綱」（平成27年3月20日閣議決定）では、女性の力を最大限発揮し、「女性が輝く社会」を実現する観点や少子化対策の観点から、安心して子どもを預けることができる環境の整備等が求められている。

子どもの預かり施設の整備状況等についてみると、平成28年4月1日時点で、保育所等数は3万859か所、保育所等定員は約263万人、保育所等利用児童数は約246万人となっている。また、平成27年5月1日時点で、放課後児童クラブ数は2万2,608か所、登録児童数は約102万人となっている。しかし、その一方で、平成28年4月1日時点の保育所等利用待機児童数は2万3,553人となっており、8年連続で2万人を超えている。また、平成27年5月1日時点の放課後児童クラブの利用待機児童数は1万6,941人であり、4年連続の増加となっている。

このような中、全ての子育て家庭を対象に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の拡充を図る「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から本格的に実施されている。新制度では、市町村（特別区を含む。）は、子ども・子育て支援に係る利用希望等を把握した上で、教育・保育等の量の見込みや提供体制の確保の内容等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、当該計画を基に、子どもの預かり施設の整備等を進めることとされている。また、国及び都道府県は、これらの取組を支える仕組みとなっている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、待機児童の解消につながる子どもの預かり施設の効果的な整備等を図る観点から、子ども・子育て支援に関する計画の作成状況や施設の整備等の状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	2
1 子育て支援制度の概要	2
(1) 保育所等の待機児童数の現状等	2
(2) これまでの子育て支援の取組	2
(3) 新制度における取組	4
(4) 今回の調査の内容等	7
2 子育て支援に関する計画の作成	54
(1) 地域の実情に即した計画作成の推進	54
(2) 広域的な施設利用状況の把握の推進	62
3 施設の整備等の推進	123
(1) 小規模保育施設等の整備の推進	123
(2) 放課後児童クラブの整備状況	146
(3) 一時預かり事業等の活用状況	164
4 適切な保育環境の整備等	175
(1) 保育の必要性の認定状況	175
(2) 小規模保育施設における延長保育事業の利用人数の確保状況	180
(3) 保護者の施設選択等に資する情報公表の推進	184

図表等目次

第2 行政評価・監視結果

1 子育て支援制度の概要

表 子ども・子育て支援関係機関関係図（本行政評価・監視に係るものを中心として）	9
---	---

(1) 保育所等の待機児童数の現状等

表1-(1)-1 出生数及び合計特殊出生率の推移	10
表1-(1)-2-1 未就学児（0歳から5歳まで）の人口推移	10
表1-(1)-2-2 小学生（6歳から12歳まで）の人口推移	11
表1-(1)-3 共働き世帯数の推移	11
表1-(1)-4 女性の出産後の継続就業率の推移	12
表1-(1)-5 核家族世帯数と3世代世帯数の推移	12
表1-(1)-6 保育所等利用率の推移	13
表1-(1)-7 待機児童解消加速化プラン	13
表1-(1)-8 保育所等数及び放課後児童クラブ数の推移	14
表1-(1)-9 保育所等の利用児童数及び放課後児童クラブの登録児童数の推移	15
表1-(1)-10 待機児童解消加速化プランの進捗状況	15
表1-(1)-11-1 保育所等の待機児童数の推移	16
表1-(1)-11-2 都市部とそれ以外の地域の保育所等に係る待機児童数	17
表1-(1)-11-3 放課後児童クラブの待機児童数の推移	18

(2) これまでの子育て支援の取組

表1-(2)-1 （旧）次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）（抜粋）	19
表1-(2)-2 少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）（抜粋）	21
表1-(2)-3 少子化社会対策大綱（平成16年6月）（概要）	22
表1-(2)-4 少子化社会対策大綱（「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月））（概要）	23
表1-(2)-5 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月26日一億総活躍国民会議）（抜粋）	24
表1-(2)-6-1 子ども・子育て支援新制度の主な内容（ポイント）	25
表1-(2)-6-2 子ども・子育て支援新制度の主な内容（「施設型給付」、「地域型保育給付」等の仕組み）	26
表1-(2)-7 認定こども園の類型	27

(3) 新制度における取組

表1-(3)-1 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抜粋）	28
表1-(3)-2 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年7月2日付け内閣府告示第159号）（抜粋）	31

表1-(3)-3	都道府県の認可等に関する関係法令	34
表1-(3)-4	地方版子ども・子育て会議の設置状況（平成26年2月28日時点）	35
表1-(3)-5-1	児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抜粋）	36
表1-(3)-5-2	地域型保育事業について	37
表1-(3)-5-3	保育所及び地域型保育事業の基準の比較	38
表1-(3)-6-1	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抜粋）	39
表1-(3)-6-2	児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抜粋）	41
表1-(3)-7	一時預かり事業（幼稚園型）について	42
表1-(3)-8	幼稚園の「預かり保育」について	43
表1-(3)-9	延長保育事業について	44
表1-(3)-10	病児保育事業について	45
表1-(3)-11-1	児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抜粋）	46
表1-(3)-11-2	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）（抜粋）	47
表1-(3)-12	放課後子ども総合プラン（抜粋）	49
表1-(3)-13-1	保育の必要性の事由について	51
表1-(3)-13-2	保育必要量の認定について	52
表1-(3)-13-3	保育の必要性の認定・優先順位付けについて	52
表1-(3)-14	児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抜粋）	53
表1-(3)-15	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抜粋）	53

2 子ども・子育て支援に関する計画の作成

(1) 地域の実情に即した計画作成の推進

表2-(1)-1	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抜粋）	68
表2-(1)-2	「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年7月2日付け内閣府告示第159号）（抜粋）	69
表2-(1)-3	「調査票のイメージ」（抜粋）	72
表2-(1)-4	「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成26年1月20日付け内閣府事務連絡）（抜粋）	73
表2-(1)-5	市町村における加速化計画の目標達成状況	74
表2-(1)-6	市町村の加速化計画における「待機児童の減少数」の未達成の理由	75
表2-(1)-7	市町村における教育・保育提供区域の設定状況	76
表2-(1)-8	市町村における放課後児童クラブの教育・保育提供区域の設定状況	76
表2-(1)-9	放課後児童クラブの教育・保育提供区域を市町村全域に設定している例	77
表2-(1)-10	一部の放課後児童クラブで待機児童が生じているが、新たな整備を行わない市町村計画となっている例	78
表2-(1)-11	市町村における需要把握調査の工夫事例	80
表2-(1)-12	市町村における認定区分及び事業別の需要の把握状況	81

表2-(1)-13	市町村における需要把握調査対象の工夫事例	82
表2-(1)-14	需要把握の対象範囲や調査対象が一部に限定されている事例	83
表2-(1)-15	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抜粋）	86
表2-(1)-16	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）（抜粋）	86
表2-(1)-17	市町村の保育の必要性の認定における就労時間の下限の設定状況	87
表2-(1)-18	就労要件の下限時間の緩和を「量の見込み」に反映している事例	88
表2-(1)-19	保育の必要性の認定基準（保護者の就労時間及び求職要件）の緩和 による需要の増加を見込めていない事例	89
表2-(1)-20-1	首都圏及び近畿圏におけるマンション販売戸数の推移	90
表2-(1)-20-2	分譲マンションの世帯主の年代別割合（平成27年度）	90
表2-(1)-21	市町村における社会的要因等を市町村計画に反映した工夫事例	91
表2-(1)-22	子育て支援担当部局とその他関係部局等間の住宅開発情報等の共有 状況	92
表2-(1)-23	住宅の大規模開発等が市町村計画に反映されていない事例	92
表2-(1)-24	市町村における「量の見込み」の補正事例	94
表2-(1)-25	「量の見込み」が利用実績よりも少ない場合に補正がなされていない 事例	96
表2-(1)-26	児童人口の推計に当たって、補正が必要と思われる事例	97
表2-(1)-27	国に対する「量の見込み」の算出及び補正の方法等に関する意見	98
表2-(1)-28	市町村における市町村計画の目標設定状況について	99
表2-(1)-29	市町村計画の「量の見込み」に対する「確保方策」の設定状況	99
表2-(1)-30	市町村における地域の実情に応じた「確保方策」の設定事例	100
表2-(1)-31	市町村において実態と合わない「確保方策」を設定して いる事例	101

(2) 広域的な施設利用状況の把握の推進

表2-(2)-1	「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに 子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を 確保するための基本的な指針」（平成26年7月2日付け内閣府告示第159号） （抜粋）	103
表2-(2)-2	「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出 等のための手引き」（平成26年1月20日付け内閣府事務連絡）（抜粋）	105
表2-(2)-3	需給調整の考え方に関する関係法令	106
表2-(2)-4	市町村における市町村計画への広域利用の反映状況	110
表2-(2)-5	市町村計画に広域利用を反映している17市町村の反映内容	110
表2-(2)-6	市町村における市町村計画に広域利用を反映していない理由	111
表2-(2)-7	市町村計画の広域利用に係る数値について、市町村間等で整合性が取れ ていない事例	112
表2-(2)-8	市町村における広域利用の把握状況	113
表2-(2)-9	教育部分の広域利用を市町村計画に反映している市町村における反映方	

法	113	
表2-(2)-10	都道府県における広域利用の調整に関する取組や意見等	114
表2-(2)-11	児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抜粋）	116
表2-(2)-12	全国における病児保育事業の実施状況	117
表2-(2)-13	市町村における病児保育事業の実施状況	117
表2-(2)-14	病児保育施設の稼働率の分布（平成26年度）	118
表2-(2)-15	稼働率が低くなっている理由	118
表2-(2)-16	病児保育施設における広域利用の認否の状況（平成26年度）	119
表2-(2)-17	病児保育施設における広域利用者数（平成26年度）	119
表2-(2)-18	病児保育施設の年間平均稼働率の状況（平成26年度）	119
表2-(2)-19	病児保育施設において広域利用を認めていない理由	120
表2-(2)-20-1	市町村間における病児保育事業の広域利用の調整状況	120
表2-(2)-20-2	広域利用の協定を締結し、稼働率が向上した事例	121
表2-(2)-20-3	病児保育施設における広域利用の利用料金の徴収状況	122

3 施設の整備等の推進

(1) 小規模保育施設等の整備の推進

表3-(1)-1	児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抜粋）	129
表3-(1)-2	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（抜粋）	130
表3-(1)-3	年齢区分別の保育所待機児童数（平成28年4月1日時点）	131
表3-(1)-4	待機児童解消加速化プラン（平成25年度補正予算・平成26年度予算ベース版）	131
表3-(1)-5	地域型保育事業の件数（平成28年4月1日時点）	132
表3-(1)-6	「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月26日一億総活躍国民会議）（抜粋）	132
表3-(1)-7	「公定価格に関するFAQ（よくある質問）」（平成27年9月18日時点版、内閣府公表）（抜粋）	132
表3-(1)-8	「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」（平成28年3月28日厚生労働省公表）（抜粋）	132
表3-(1)-9	市町村における小規模保育施設等に係る連携施設の確保状況	133
表3-(1)-10	小規模保育施設等の連携施設の確保状況	133
表3-(1)-11	連携施設が確保できていない小規模保育施設等における確保に関する今後の見込み	133
表3-(1)-12	連携施設の候補先に対する説明に苦労したとする事例	134
表3-(1)-13	保育所等における小規模保育施設等との連携状況	134
表3-(1)-14	保育所等における小規模保育施設等に係る制度の理解に関する意見	134
表3-(1)-15	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（平成26年9月5日付け雇児発0905第2号）（抜粋）	135
表3-(1)-16	市町村における小規模保育施設等の連携施設の確保に向けた支援事例	

等	137
表3-1-17 市町村における小規模保育施設等の連携施設の確保に向けた支援が十分でないと思われる例	138
表3-1-18 保育所等における市町村に求める支援に関する意見等	138
表3-1-19 小規模保育施設等と連携施設との距離	139
表3-1-20 小規模保育施設等の卒園児の行き先及び連携施設以外に入所している主な理由	140
表3-1-21 市町村における連携内容等の確認状況	141
表3-1-22 小規模保育施設等の連携内容の確認方法	142
表3-1-23 小規模保育施設等の連携3要件の設定状況	142
表3-1-24 「代替保育の提供」及び「卒園後の受皿」の提供に関する意見	143
表3-1-25 「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日付け府政共生第859号、26文科発第651号、雇児発0910第2号）（抜粋）	143
表3-1-26 「卒園後の受皿」の設定を利用調整時の加点で対応している主な理由等	144
表3-1-27 小規模保育施設等の卒園後の受皿の在り方に関する考え	145
(2) 放課後児童クラブの整備状況	
表3-2-1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抜粋）	149
表3-2-2 放課後児童クラブの実施状況	150
表3-2-3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の変遷	151
表3-2-4 「放課後子ども総合プラン」（抜粋）	152
表3-2-5 ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋）	154
表3-2-6 放課後児童クラブの実施場所と待機児童の有無	154
表3-2-7 全国の放課後児童クラブの実施場所（平成25年から27年まで）	155
表3-2-8 社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抜粋）	156
表3-2-9 余裕教室等の活用実態がない放課後児童クラブを有する市町村における運営委員会等の設置状況等	157
表3-2-10 放課後児童クラブの実施に関し、放課後プランの視点に立った検討が行われていない状況がうかがわれる例	158
表3-2-11 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）	159
表3-2-12 「新教育委員会制度への移行に関する調査（平成27年12月1日現在）」（抜粋）	160
表3-2-13 市町村や教育委員会における余裕教室等の活用に向けた取組の例	162
表3-2-14 余裕教室等の活用に関する市町村からの主な意見	163

(3) 一時預かり事業等の活用状況

表3-(3)-1	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抜粋）	166
表3-(3)-2	児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抜粋）	166
表3-(3)-3	児童福祉法第二十一条の九に規定する主務省令で定める事業等のうち 文部科学大臣の所管するものを定める省令（平成15年文部科学省・厚生 労働省令第3号）	166
表3-(3)-4	一時預かり事業の再編	167
表3-(3)-5	「幼児教育実態調査」（文部科学省初等中等教育局幼児教育課） （抜粋）	168
表3-(3)-6	幼稚園の定員充足率	170
表3-(3)-7	保育需要のある保護者に対する幼稚園等における一時預かり事業等の 利用に係る意向把握の実施状況	170
表3-(3)-8	保育所を希望する保護者に対して幼稚園等における一時預かり事業等 の利用を促すことが難しいとする市町村の意見	171
表3-(3)-9	施設利用に関し、保護者に対して多様な選択肢を示している市町村の 取組例	172
表3-(3)-10	保育所を希望する保護者に一時預かり事業等を活用してもらって構 われないとする幼稚園等からの意見	173
表3-(3)-11	「幼稚園における待機児童の受入れについて」（平成28年4月22日付 け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、文部 科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省雇用均等・児童家庭局 保育課事務連絡）（抜粋）	174
表3-(3)-12	「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方 針について」（平成28年4月7日付け雇児発0407第2号）（抜粋）	174

4 適切な保育環境の整備等

(1) 保育の必要性の認定状況

表4-(1)-1	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抜粋）	176
表4-(1)-2	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）（抜粋）	177
表4-(1)-3-1	産前の場合の認定期間の始期の設定状況	178
表4-(1)-3-2	産前（多胎妊娠）の場合の認定期間の始期の設定状況	178
表4-(1)-3-3	産後の場合の認定期間の終期の設定状況	179
表4-(1)-4-1	保育の必要性の事由における別居している親族の介護・看護の場 合の取扱状況	179
表4-(1)-4-2	別居している親族の介護・看護を保育の必要性の事由として認めている 理由	179

(2) 小規模保育施設における延長保育事業の利用人数の確保状況

表4-(2)-1	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抜粋）	181
表4-(2)-2	「延長保育事業実施要綱」（平成27年7月17日付け雇児発第0717第10号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（抜粋）	182

表4-(2)-3	延長保育事業の利用状況（平成26年度）	183
表4-(2)-4	延長保育事業の助成要件に関する小規模保育施設及び市町村からの主な意見	183

(3) 保護者の施設選択等に資する情報公表の推進

表4-(3)-1	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) (抜粋)	190
表4-(3)-2	子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号) (抜粋)	191
表4-(3)-3	「子ども・子育て支援新制度に係る情報の登録について」(平成27年3月31日付け内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡) (抜粋)	193
表4-(3)-4	「「子ども・子育て支援全国総合システム」の入力スケジュール等について」(平成27年10月9日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付システム運用係、給付担当、業務管理体制検査官事務連絡)別紙「子ども・子育て全国総合システムの入力について」(抜粋)	194
表4-(3)-5	市町村における教育・保育情報の全国総合システムへの登録状況	194
表4-(3)-6	全国総合システムの「施設の運営方針」及び「教育・保育の内容・特徴」欄への登録内容	195
表4-(3)-7	全国総合システムへの教育・保育情報の登録が遅れている理由及び登録に当たっての支障	196
表4-(3)-8	都道府県における教育・保育情報の公表状況	197
表4-(3)-9	都道府県において教育・保育情報の公表が遅れている理由	197
表4-(3)-10	市町村における全国総合システムに登録した教育・保育情報の更新に関する方針	197
表4-(3)-11	都道府県及び市町村における教育・保育情報の更新に関する意見	198
表4-(3)-12	全国総合システムにおける各施設の一時預かり事業等の実施の有無の入力例	198
表4-(3)-13	「保育所等利用待機児童数調査について」(平成28年4月26日付け雇児保発0426第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)別紙「保育所等利用待機児童の定義」(抜粋)	199
表4-(3)-14	「保護者が育児休業中の場合」についての待機児童の範囲の設定状況	201
表4-(3)-15	「特定教育・保育施設等以外の場で適切な保育を行うために実施している、市町村における単独保育事業(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)」等において保育されている児童についての待機児童の範囲の設定状況	201
表4-(3)-16	「他に利用可能な施設等があるにもかかわらず、保護者が特定の保育所等を希望し、待機する場合」についての待機児童の範囲の設定状況	202
表4-(3)-17	「保護者が求職活動中の場合」についての待機児童の範囲の設定状況	

況	202
表4-(3)-18 「入所保留の場合」についての待機児童の範囲の設定状況	203
表4-(3)-19 待機児童数及び入所保留児童数の公表状況	203
表4-(3)-20 待機児童数の公表単位	203
表4-(3)-21 入所保留児童数の公表単位	204
表4-(3)-22 待機児童数等の公表に関する意見	204
表4-(3)-23-1 都道府県・指定都市・中核市別保育所等待機児童数	205
表4-(3)-23-2 平成28年4月1日時点で待機児童数50人以上の市町村	206
表4-(3)-24 待機児童数等（平成28年4月1日時点。当省の調査対象である66市町村 を抜粋）	207
表4-(3)-A 調査対象市町村の待機児童数等	210

